

令和 5 年第 2 回石垣市議会定例会(3 月)

提出議案概要

補正予算	7 件
新年度予算	8 件
条例(新規制定)	4 件
条例(全部改正)	1 件
条例(一部改正)	9 件
その他議案	1 件
同意	3 件
報告	3 件
<hr/>	
計	36 件

目次

(頁)

総務部

議案第 2 号	令和 4 年度石垣市一般会計補正予算(第 8 号) ……………	(1)
議案第 9 号	令和 5 年度石垣市一般会計予算 ……………	(1)
議案第 17 号	石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例 ……………	(1)
議案第 18 号	石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例 ……………	(2)
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について ……………	(2)
同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について ……………	(2)
同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について ……………	(2)
報告第 1 号	石垣市職員倫理条例の運用状況報告について ……………	(2)

企画部

議案第 19 号	石垣市白保公衆トイレ及び東屋の設置及び管理に関する条例 ……………	(2)
----------	-----------------------------------	-----

市民保健部

議案第 3 号	令和 4 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(3)
議案第 4 号	令和 4 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(3)
議案第 10 号	令和 5 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算 ……………	(3)
議案第 11 号	令和 5 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算 ……………	(3)
議案第 20 号	石垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例 ……………	(4)

福祉部

議案第 5 号	令和 4 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(4)
議案第 12 号	令和 5 年度石垣市介護保険事業特別会計予算 ……………	(4)

こども未来局

議案第 21 号	石垣市子ども・子育て会議条例及び石垣市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例 ……………	(4)
議案第 22 号	石垣市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例 ……………	(5)
議案第 23 号	石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例 ……………	(5)

農林水産商工部

議案第 24 号	石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例 ……………	(5)
議案第 25 号	石垣市生乳加工処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例 ……………	(5)
議案第 26 号	石垣市農業農村整備事業等分担金徴収条例 ……………	(6)
議案第 31 号	工事請負契約について ……………	(6)
	[登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 1)]	
報告第 2 号	専決処分の報告について ……………	(6)
	[工事請負契約の変更：栄第 2 地区畑地造成工事(R3-1)]	

建設部

議案第 6 号	令和 4 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号) ……(6)
議案第 7 号	令和 4 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 5 号) ……(7)
議案第 8 号	令和 4 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 5 号) ……(7)
議案第 13 号	令和 5 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算 ……(7)
議案第 14 号	令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計予算 ……(7)
議案第 15 号	令和 5 年度石垣市下水道事業会計予算 ……(8)
議案第 27 号	石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ……(8)
議案第 28 号	石垣市キャンプ場の設置及び管理に関する条例及び石垣市観光施設 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ……(8)

教育部

議案第 29 号	石垣市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例 ……(8)
議案第 30 号	桃原用昇高等学校奨学基金条例 ……(8)
報告第 3 号	専決処分の報告について ……(9) [工事請負契約の変更：石垣小学校校舎解体撤去工事]

水道部

議案第 16 号	令和 5 年度石垣市水道事業会計予算 ……(9)
----------	--------------------------

総務部(予算 2 件、条例 2 件、同意 3 件、報告 1 件)

件名	概要								
議案第 2 号 令和 4 年度石垣市一般会計補正予算(第 8 号) 財政課	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,028 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 346 億 5,453 万 3 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：地方交付税、寄附金等 減額：県支出金、繰入金、市債等 歳出 増額：総務費 減額：民生費、土木費、教育費等 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="549 645 1398 734"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34,734,821</td> <td>△80,288</td> <td>34,654,533</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	34,734,821	△80,288	34,654,533
補正前の額	補正額	補正後の額							
34,734,821	△80,288	34,654,533							
議案第 9 号 令和 5 年度石垣市一般会計予算 財政課	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 349 億 5,734 万円と定める。(前年比 6.7%増) (主な内容) 歳入 増額：寄附金、繰入金、市債等 減額：国庫支出金、県支出金等 歳出 増額：総務費、民生費、農林水産業費等 減額：教育費、公債費等 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="549 1093 1398 1182"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34,957,340</td> <td>32,752,400</td> <td>2,204,940</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算額	前年度予算額	比較	34,957,340	32,752,400	2,204,940
本年度予算額	前年度予算額	比較							
34,957,340	32,752,400	2,204,940							
議案第 17 号 石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例 総務課	個人情報の保護に関する法律の改正により、全国共通の個人情報保護制度が導入されることに伴い、石垣市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定する。 (主な内容) 全 10 条で構成し、趣旨、用語、開示及び不開示情報、開示請求に係る手数料及び費用の負担、開示決定等の期限、開示決定等の期限の特例、審査会への諮問、審議会への諮問、運用状況の公表及び委任について規定する。 附則で石垣市個人情報保護条例の廃止、経過措置、石垣市情報公開条例の一部改正について規定する。 施行日 令和 5 年 4 月 1 日								

<p>議案第 18 号 石垣市会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正す る条例</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>所要の整備をするため、条例を一部改正する。 (主な内容) 第 3 条で石垣市職員の給与に関する条例又は石垣市現業職員の 給与の種類及び基準に関する条例施行規則の給料表を準用すると していた規定を改め、会計年度任用職員の行政職及び現業職の給 料表を規定する。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>同意第 1 号 教育委員会委員の任命に ついて</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>教育委員会委員が、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了とな ることから、新たに委員を任命するため、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求 める。</p> <p>任期 4 年</p>
<p>同意第 2 号 固定資産評価審査委員会 委員の選任について</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>固定資産評価審査委員会の委員が、令和 5 年 3 月 29 日をもっ て任期満了となることから、新たに委員を選任するため、地方税 法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>任期 3 年</p>
<p>同意第 3 号 固定資産評価審査委員会 委員の選任について</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>固定資産評価審査委員会の委員が、令和 5 年 3 月 29 日をもっ て任期満了となることから、新たに委員を選任するため、地方税 法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>任期 3 年</p>
<p>報告第 1 号 石垣市職員倫理条例の運 用状況報告について</p> <p style="text-align: right;">総務課</p>	<p>石垣市職員倫理条例第 16 条の規定により、同条例の運用状況 を、石垣市職員倫理審査会の意見を添えて報告する。</p>

企画部(条例 1 件)

件名	概要
<p>議案第 19 号 石垣市白保公衆トイレ及 び東屋の設置及び管理に 関する条例</p> <p style="text-align: right;">観光文化課</p>	<p>地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、白保公衆トイレ及び 東屋の設置及び管理について必要事項を定めるため、条例を制定 する。 (主な内容) 全 10 条で構成し、趣旨、目的、名称及び位置、管理、利用者の 義務、利用時間、利用の制限、禁止行為、損害賠償及び委任につ いて規定する。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>

市民保健部(予算 4 件、条例 1 件)

件名	概要								
<p>議案第 3 号 令和 4 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)</p> <p>健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,618 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 9,950 万 6 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：国民健康保険税 減額：保険給付費等交付金</p> <p>歳出 減額：一般被保険者療養費</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,463,319</td> <td>36,187</td> <td>6,499,506</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	6,463,319	36,187	6,499,506
補正前の額	補正額	補正後の額							
6,463,319	36,187	6,499,506							
<p>議案第 4 号 令和 4 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)</p> <p>健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 436 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,039 万 4 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：保険料</p> <p>歳出 増額：後期高齢者医療広域連合納付金等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>416,034</td> <td>4,360</td> <td>420,394</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	416,034	4,360	420,394
補正前の額	補正額	補正後の額							
416,034	4,360	420,394							
<p>議案第 10 号 令和 5 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 9,051 万 9 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金等</p> <p>歳出 保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,590,519</td> <td>6,093,705</td> <td>496,814</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算額	前年度予算額	比較	6,590,519	6,093,705	496,814
本年度予算額	前年度予算額	比較							
6,590,519	6,093,705	496,814							
<p>議案第 11 号 令和 5 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 4,838 万 3 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 後期高齢者医療保険料、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金等</p> <p>歳出 一般管理費、徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>448,383</td> <td>409,535</td> <td>38,848</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算額	前年度予算額	比較	448,383	409,535	38,848
本年度予算額	前年度予算額	比較							
448,383	409,535	38,848							

議案第 20 号 石垣市国民健康保険条例 の一部を改正する条例 健康保険課	健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例を一部改正する。 (主な内容) 第 7 条の出産育児一時金の額を「408,000 円」から「488,000 円」に改める。 施行日 令和 5 年 4 月 1 日
--	---

福祉部(予算 2 件)

件名	概要		
議案第 5 号 令和 4 年度石垣市介護保 険事業特別会計補正予算 (第 4 号) 介護長寿課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,822 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 4,627 万 7 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：介護給付費負担金 歳出 増額：介護サービス給付費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	4,098,052	48,225	4,146,277
議案第 12 号 令和 5 年度石垣市介護保 険事業特別会計予算 介護長寿課	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 41 億 8,613 万円と定める。 (主な内容) 歳入 被保険者保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等 歳出 介護サービス給付費、予防サービス給付費、地域支援事業費等 (単位：千円)		
	本年度予算額	前年度予算額	比較
	4,186,130	3,934,955	251,175

こども未来局(条例 3 件)

件名	概要
議案第 21 号 石垣市子ども・子育て会 議条例及び石垣市特定教 育・保育施設及び特定地 域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の 一部を改正する条例 子育て支援課	子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項を改めるため、条例を一部改正する。 (主な内容) ・石垣市子ども・子育て会議条例の一部改正 第 1 条及び第 2 条中「第 77 条」を「第 72 条」に改める。 ・石垣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項」を「第 19 条」に改める等 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

<p>議案第 22 号 石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">子育て支援課</p>	<p>国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、また字句等の所要の改正を行うため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 6 条の 2 安全計画の策定等に関する規定、第 6 条の 3 自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定、第 12 条の 2 業務継続計画の策定等に関する規定を新設する。</p> <p>第 5 条第 1 項中「行わなければならない」を「行われなければならない」に改め、同条第 6 項中「配慮」を「考慮」に改める等の字句の改正を行う。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 23 号 石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">こども家庭課</p>	<p>本市のこども医療費助成事業における対象年齢を拡大し、本事業を円滑に実施するため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 2 条第 1 項第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、同号中のア就学前児及びイ児童の規定を削る。</p> <p>「助成対象児」を「こども」に改める。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>

農林水産商工部(条例 3 件、報告 1 件)

件名	概要																		
<p>議案第 24 号 石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">農政経済課</p>	<p>農業振興地域内農用地区域内外閲覧手数料の無料化に伴い、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 2 条第 2 項中「及び閲覧」を削る。</p> <p>別表中(24)石垣農業振興地域整備計画の農業振興地域内農用地区域内外閲覧手数料の項を削る。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>																		
<p>議案第 25 号 石垣市生乳加工処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">畜産課</p>	<p>施設稼働により、利用料金について製造の種類及び基準額の見直しを行うため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>別表を次のように改める。</p> <p>利用料金</p> <table border="1" data-bbox="550 1579 1404 1848"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛乳の製造(大型)</td> <td>1 キログラム当たり</td> <td>56.7 円</td> </tr> <tr> <td>牛乳の製造(小型)</td> <td>1 キログラム当たり</td> <td>103.2 円</td> </tr> <tr> <td>その他飲料の製造(大型)</td> <td>1 キログラム当たり</td> <td>61.9 円</td> </tr> <tr> <td>その他飲料の製造(小型)</td> <td>1 キログラム当たり</td> <td>99.2 円</td> </tr> <tr> <td>その他の乳製品の製造</td> <td>1 キログラム当たり</td> <td>206.4 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>	種類	単位	基準額	牛乳の製造(大型)	1 キログラム当たり	56.7 円	牛乳の製造(小型)	1 キログラム当たり	103.2 円	その他飲料の製造(大型)	1 キログラム当たり	61.9 円	その他飲料の製造(小型)	1 キログラム当たり	99.2 円	その他の乳製品の製造	1 キログラム当たり	206.4 円
種類	単位	基準額																	
牛乳の製造(大型)	1 キログラム当たり	56.7 円																	
牛乳の製造(小型)	1 キログラム当たり	103.2 円																	
その他飲料の製造(大型)	1 キログラム当たり	61.9 円																	
その他飲料の製造(小型)	1 キログラム当たり	99.2 円																	
その他の乳製品の製造	1 キログラム当たり	206.4 円																	

<p>議案第 26 号 石垣市農業農村整備事業 等分担金徴収条例</p> <p>むらづくり課</p>	<p>土地改良事業及び農業農村整備事業における石垣市及び沖縄県の費用負担の割合を見直すことに伴い、負担金及び分担金に係る比率を改正するため、条例を全部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>題名を「石垣市土地改良事業分担金徴収条例」から「石垣市農業農村整備事業等分担金徴収条例」に改める。</p> <p>全 11 条で構成し、趣旨、定義、分担金の徴収、賦課基準、納期及び徴収方法、過料、督促、督促手数料及び延滞金、分担金の清算、分担金の減免及び徴収延期、委任について規定する。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 31 号 工事請負契約について [登野城漁港浮棧橋(1)新 設工事(その 1)]</p> <p>水産課</p>	<p>地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1 契約の目的 登野城漁港浮棧橋(1)新設工事(その 1)</p> <p>2 契約の方法 指名競争入札</p> <p>3 契約金額 427,130,000 円</p> <p>4 契約の相手方 石垣市新栄町 54 番地 12 丸尾建設株式会社 代表取締役 丸尾 剛</p>
<p>報告第 2 号 専決処分の報告について [工事請負契約の変更：栄 第 2 地区畑地造成工事 (R3-1)]</p> <p>むらづくり課</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和 4 年 10 月 17 日議決)</p> <p>内容 契約金額中「168,974,300 円」を「169,772,900 円」に変更する。</p> <p>理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため</p>

建設部(予算 6 件、条例 2 件)

件名	概要								
<p>議案第 6 号 令和 4 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算(第 3 号)</p> <p>都市建設課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 534 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,206 万 5 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：一般会計繰入金、基金繰入金</p> <p>歳出 減額：旅費、給料、委託費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="549 1756 1402 1843"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">137,407</td> <td style="text-align: center;">△5,342</td> <td style="text-align: center;">132,065</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	137,407	△5,342	132,065
補正前の額	補正額	補正後の額							
137,407	△5,342	132,065							

<p>議案第 7 号 令和 4 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 5 号)</p> <p style="text-align: right;">港湾課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,527 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 5,646 万 8 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：使用料及び手数料、財政調整基金繰入金、市債 歳出 減額：総務運営費、総務管理費、改修事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補正前の額</th> <th style="width: 33%;">補正額</th> <th style="width: 33%;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,391,738</td> <td style="text-align: center;">△35,270</td> <td style="text-align: center;">2,356,468</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	2,391,738	△35,270	2,356,468
補正前の額	補正額	補正後の額					
2,391,738	△35,270	2,356,468					
<p>議案第 8 号 令和 4 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 5 号)</p> <p style="text-align: right;">下水道課</p>	<p>収益的予算において、既決予定額の収入総額を 1 億 2,571 万 2 千円減額し、収益的収入を 13 億 1,752 万 4 千円に、支出総額を 163 万 9 千円減額し、収益的支出を 11 億 1,140 万 3 千円とする。</p> <p>資本的予算において、既決予定額の収入総額を 2,109 万 1 千円減額計上し、資本的収入を 6 億 6,045 万 3 千円に、支出総額を 643 万 8 千円減額計上し、資本的支出を 8 億 4,444 万 3 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>収益的収入：一般会計繰入金の減額、長期前受金戻入の増額 収益的支出：減価償却費の増額 資本的収入：県補助金の減額 資本的支出：建設改良費の委託料から工事請負費への予算の組替</p>						
<p>議案第 13 号 令和 5 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算</p> <p style="text-align: right;">都市建設課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 4,912 万円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 保留地処分金、一般会計繰入金、基金繰入金、区画整理事業債等 歳出 4 号公園整備に係る工事、区画整理に係る物件移転補償費等 令和 5 年度より起債償還金及び利子を当特別会計より支出</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">本年度予算額</th> <th style="width: 33%;">前年度予算額</th> <th style="width: 33%;">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">249,120</td> <td style="text-align: center;">90,622</td> <td style="text-align: center;">158,498</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算額	前年度予算額	比較	249,120	90,622	158,498
本年度予算額	前年度予算額	比較					
249,120	90,622	158,498					
<p>議案第 14 号 令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計予算</p> <p style="text-align: right;">港湾課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 16 億 9,418 万 7 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 国庫補助金、県補助金、市債等 歳出 CIQ 施設整備事業等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">本年度予算額</th> <th style="width: 33%;">前年度予算額</th> <th style="width: 33%;">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,694,187</td> <td style="text-align: center;">2,055,823</td> <td style="text-align: center;">△361,636</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算額	前年度予算額	比較	1,694,187	2,055,823	△361,636
本年度予算額	前年度予算額	比較					
1,694,187	2,055,823	△361,636					

<p>議案第 15 号 令和 5 年度石垣市下水道 事業会計予算</p> <p>下水道課</p>	<p>収益的収入の額は 15 億 5,557 万円、支出額は 11 億 8,077 万 8 千円を計上し、資本的収入の額は 4 億 248 万円、支出額は 8 億 8,288 万 8 千円と定める。</p> <p>資本的収入額は、資本的支出額に対し 4 億 8,040 万 8 千円不足するが、地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填する。</p> <p>主な営業費用：石垣西浄化センター等施設の管理業務委託等 主な建設改良事業：污水管渠布設工事(東 5 号及び新栄町)、雨水函渠及び污水管渠実施設計(石垣市東排水区)、石垣西浄化センターの改築</p>
<p>議案第 27 号 石垣市営住宅の設置及び 管理に関する条例の一部 を改正する条例</p> <p>施設管理課</p>	<p>石垣市新川市営住宅建替事業供用に伴い、新設の駐車場において入居者をケアする者の駐車場の使用を可能とするなどのため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 52 条に「特別な事情があると市長が認める者は、前項の規定にかかわらず、駐車場を使用することができる。」とする規定を加える。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 28 号 石垣市キャンプ場の設置 及び管理に関する条例及 び石垣市観光施設の設置 及び管理に関する条例の 一部を改正する条例</p> <p>施設管理課</p>	<p>米原キャンプ場を廃止したうえで、米原緑地として利活用を図るため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 2 条の表 米原キャンプ場の項を削る。 ・石垣市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 3 条の表 米原緑地を加える。 <p>施行日 公布の日</p>

教育部(条例 2 件、報告 1 件)

件名	概要
<p>議案第 29 号 石垣市学校給食の実施及 び学校給食費の管理に關 する条例</p> <p>教育総務課</p>	<p>学校給食費の公会計化に当たり、学校給食の実施及び給食費の徴収管理を市の業務として位置付ける根拠とするため、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 7 条で構成し、趣旨、定義、学校給食の実施、学校給食費の徴収、学校給食費の額、学校給食費の納付及び委任について規定する。</p> <p>施行日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 30 号 桃原用昇高等学校奨学基 金条例</p> <p>教育総務課</p>	<p>石垣市出身の桃原用昇氏から高校生への奨学金給付に充ててほしいと寄附金の申出があることから、地方自治法第 241 条の規定により、基金を設置し運用するため、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 6 条で構成し、設置、基金、管理、運用益金の処理、処分及び委任について規定する。</p> <p>施行日 公布の日</p>

<p>報告第 3 号 専決処分の報告について [石垣小学校校舎解体撤 去工事]</p> <p style="text-align: right;">学務課</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指 定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によ り報告する。(令和 4 年 7 月 15 日議決)</p> <p>内容 契約金額中「313,221,700 円」を「311,831,300 円」に変 更する。</p> <p>理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため</p>
---	---

水道部(予算 1 件)

件名	概要
<p>議案第 16 号 令和 5 年度石垣市水道事 業会計予算</p> <p style="text-align: right;">水道総務課</p>	<p>収益的収入額は 21 億 118 万 6 千円、支出額は 21 億 101 万 5 千円を計上し、資本的収入額は 3 億 6,966 万 3 千円、支出額は 7 億 7,507 万 7 千円と定める。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 541 万 4 千 円については、消費税資本的収支調整額 3,015 万 8 千円、減債積 立金 5,500 万円、建設改良積立金 5,500 万円及び損益勘定留保資 金 2 億 6,525 万 6 千円で補填する。</p> <p>主な営業費用：石垣浄水場緩速ろ過池更生工事、水道事業管網 維持管理支援業務委託等</p> <p>主な建設改良費：石垣浄水場弁類更新工事、大浜縦 3 号線外配 水管布設工事等</p>